

## 産学金官の作業部会の役割・審議内容（案）

### 1. 設置根拠

「恵庭市環境基本条例」第29条

### 2. 設置目的

恵庭市環境審議会の取扱案件中「脱炭素」に特化した専門部会として、審議会（以下、本審）から付託された事項について、各界（産業・学術・金融・行政（官））からの専門的・総合的な知見を基に検討、及び情報の共有をはかる

### 3. 作業部会の役割

- a. 市施策の紹介（ロードマップ、アクションプラン、各種事業）と各界への周知依頼
  - ・各委員の所属企業・団体・業界へのロードマップで定められた取組内容の推進周知
  - ・各企業・団体の従業員・職員へのアクションプランの実施勧奨、インセンティブシステムへの参加勧奨
  - ・「えにわ環境・エネルギー展」への出展、来場、協賛等の呼びかけ
  - ・市からの発信以外で市域への普及啓発をはかり、市施策の「ヨコ展開」を進めていく
- b. 本審から部会で検討を求められたものについて審議、及び意見等の収集 ⇒結果は本審へ報告
  - ・脱炭素に関わる方針・施策へ、各界の知見や現状・意見を集約し、実態を反映しより実効性のある施策へ繋げる（⇒4. 部会での審議内容 へ）
- c. 各団体からの取組紹介（情報共有） ⇒内容は本審へも話題提供
  - ・各委員の所属企業・団体、業界内での主な脱炭素への取組事例の紹介・情報共有
  - ・業界のトレンド、優良事例、改善のポイント等の共有
  - ・実施者の同意が得られたものは外部への発信も行い、普及啓発題材として活用

### 4. 部会での審議内容

- 令和5～7年度のロードマップの総括及び、令和8年度からの改定に反映させる項目の検討
- インセンティブシステムについて（効果的な運用、普及などに関する事項）